

1. 会合名	私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ（第5回）
2. 日 時	平成28年11月29日（火）午前10時00分～午前11時00分
3. 議 案	1. 再発防止策の検討について 2. その他
4. 主な内容	1. 再発防止策の検討について 第4回会合及びその後行われた各社への意見照会結果を踏まえ、事務局において修正した「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」（以下「規則」という。）（案）等について説明を行い、各検討事項につき、大要以下のとおり質疑応答が行われた後、規則の制定をもって本ワーキングを解散させることについて報告が行われた。 （主な意見等） ○ 保護預りを行う場合の情報提供について（規則第6条、第7条、別表5） ・ 審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、社内規則を整備する必要があると考えるが、現時点での社内実務レベルでの検討では、審査規定等の対象外となる私募債のみのビジネスを行い、社内規則の整備は想定していない。こうした状況下、他社からの移管により審査規定等対象社債券の保護預りを受ける場合であっても、受入に先立ち社内規則の整備が必要となるのか。例えば現実にはあまりないケースであるとは考えているが、証券会社が破綻した場合等、顧客保護上必要があれば、保護預りを受ける場合も想定される。もし他社移管された審査規定等対象社債券の保護預りを受けるだけでも社内規則の整備が必要となるのであれば、予め社内でも周知しておく必要があると考えている。 ⇒ 顧客保護上必要がある場合であっても、審査規定等対象社債券の保護預りを行うのであれば、社内規則の整備を行う必要があると考えている。なお、顧客保護上必要と認められる場合であったとしても、本規則により協会員は必ずしも保護預りを行う必要はない。（事務局） ・ 施行前に発行された審査規定等対象社債券の保護預りを既に行っている場合には、当該社債券に対してもモニタリングや顧客への情報提供を行う必要はあるのか。 ⇒ 保護預りをしているだけであればモニタリング及び顧客への情報提供を行う必要はない。その後、例えば、保護預りしている審査規定等対象社債券を顧客から協会員が買い取った場合でもモニタリング及び顧客への情報提供を行う必要はないが、買い取った当該社債券を他の顧客等に転売する場合には規則の適用を受けるものとする。（事務局）

	・ 規則施行前に組成された審査規定等対象社債券を規則施行後に他社移管により保護預りを行う場合には、モニタリング及び顧客への情報提供については移管先の協会員が行う必要があるのか。 ⇒ 組成時（規則施行前）にモニタリングや顧客への情報提供を行っていない社債券の場合、規則施行後であってもモニタリング及び顧客への情報提供を行わなくてよいと考えている。ただし、転売する際には規則の適用を受けるものとする。（事務局） ・ 顧客から審査規定等対象社債券の保護預りを委託された場合であって、「投資者保護上やむを得ないと認められる場合、保護預りを行うことができる」旨の規定は、他の協会員から移管を受ける場合にも追加で規定したほうが良いのではないか。 ⇒ ご指摘を踏まえて、修正する。（事務局） ・ 審査規定等対象社債券については、「投資者保護上やむを得ない場合」に保護預りを行う場合にも社内規則を作成しなければならないのか。 ⇒ 自社において審査規定等対象社債券の私募等の取扱等を行わないのであれば、社内規則を作成する必要はないが、取り扱わない旨の社内規則を作成する方法も考えられる。その場合、審査規定等対象社債券の保護預りを受け入れるのであれば、受入れに関する規定の整備（モニタリング等に関する規定等）が必要と考える。（事務局） ・ 審査規定等対象社債券については、協会員が破綻した場合等、他社から保護預りを受ける場合には、緊急避難的に受け入れる場合であったとしても社内規則に規定しておく必要があるのか。 ⇒ 協会員においては、審査規定等対象社債券の保護預りを行う場合には、社内規則が必要とまでは言えないが、あらかじめ緊急避難的な対応について社内規則に規定しておけば安心ではないか。（事務局） ・ 規則の施行に伴い、協会より社内規則のひな形を発出する予定はあるか。 ⇒ 現時点では、そのような予定はない。（事務局） ・ 審査規定等対象社債券の取扱いは予定していないが、例えば「社内規則上は協会が定める規則に則り対応する」旨を社内規則に盛り込むだけでは対応としては不十分か。 ⇒ 審査規定等対象社債券を取り扱う場合には、社内規則の整備が必要なので、例示いただいた規定振りだけでは不十分ではないかと考える。（事務局） ○ 保証契約について（別表２の１（１）８及び（２）５） ・ 社債券の保証契約については、保証契約書が交わされていない場合、社債券面が発行である場合などがあり得る。そのような場合にも、柔軟に手段
--	---

が選べるような規定振りとするべきではないか。

⇒ 精査を行ったうえで、必要に応じて修正する。(事務局)

○ プロジェクトファイナンスについて (別表 1 ②へ)

- ・ プロジェクトファイナンス案件では、出資者 1 名が 20%以上出資を行っていないと規定されているので、例えば 10%ずつ均等に出資しているような場合には、適用除外となる社債券には該当しないという理解でよい。

⇒ 責任を果たせる者がいることを想定しているので、その理解でよい。(事務局)

- ・ プロジェクトファイナンス案件で出資比率が 20%以上であることを求められているが、「同一の企業集団での合算」と「単一の企業」のいずれの出資比率を想定しているのか。また、前者では何か不都合があるのか。

⇒ 後者の比率で 20%以上であることを想定しているが、誤解がない表現となっているかを確認し、必要に応じて修正する。(事務局)

- ・ プロジェクトファイナンス案件の出資比率の算定対象者として、別表 1 ①イに規定する国内の取引所金融商品市場に上場する企業を想定しているが、別表 1 ①ロに規定する適格外国金融商品市場に上場する者の場合には適用除外とはならないのか。ガバナンスの問題であれば、国内・海外の取引所を問わず、上場していれば支障ないものと考えerがどうか。

⇒ 適格外国金融商品市場に上場している者であっても、適用除外として容認できる理由があるかを確認したい。どのようなケースが想定されるのか、また適用除外として問題がない理由があれば提供いただきたい。(事務局)

- ・ プロジェクトファイナンス案件について、前段の 20%以上の出資者は後段の過半の中に含めてもよいのか。そのため、現行の規定案別表 1 ②へ(1)の「かつ」以降の出資比率を合算していくにあたり、別表 1 ②へ(1)の「かつ」以前の者を加算できるような規定振りとしてほしい。また、出資比率 20%以上の者については子会社が含まれているが、それ以外の者には子会社は含まれないのか。

⇒ 前半の 20%以上を出資するものも含めて、「かつ」以降の過半数の算定に加えることを想定しているが、その趣旨が明確になるように修正することとしたい。また、一般出資者に子会社を含めることは想定していない。(事務局)

2. その他

前回ワーキングにおいて、「ディスクロージャー誌の情報開示の方法について」検討を行い、異論がなかったことを踏まえて、「業務及び財産の状況に關す

	る説明書類の公表に関する規則』(案)を作成し、その内容について事務局より説明を行われた。 以　　上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (03-3667-8470)